

文献にみる長崎のと畜の歴史について

誌名	畜産の研究 = Animal-husbandry
ISSN	00093874
著者名	松尾,雄二
発行元	養賢堂
巻/号	69巻4号
巻号補足	
掲載ページ	p. 367-372
発行年月	2015年4月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



文献にみる長崎のと畜の歴史について

松尾雄二*

1. はじめに

『文献にみる長崎の江戸時代のと畜について』により、出島オランダ商館のみならず長崎周辺でと畜された記録を示した。なお、と畜関係については森永種夫や重藤威夫の先行研究がある。

永積洋子・武田万里子の『平戸オランダ商館・イギリス商館日記』には平戸オランダ商館長ナイエンローデの話として、「オランダ人が牛を入用な時は、ヨソザエモンから一頭三テール二分の一で受け取らねばならなかった。彼はときどき、恥ずかしいほど粗末な家畜を渡していた。そして農家や家畜飼育人に、オランダ人に家畜を売ることを禁じ、彼以外からは小牛一頭買えなかった。「彼は競争者を排除してもらい代わりに藩主に税金を支払っているが、この税金は日本の習慣ではなく、これはこの自由な国の、彼の大きな用益権である」とナイエンローデは皮肉っている」と記述される。また、歴史の中で不幸な事実がある。故なき差別の一つである。これを紹介するのは歴史学用語であること、そして畜産業の歴史に一部関連しているためである。江戸時代以降の長崎のと畜に係る歴史の概要は以下のとおりである。なお、『文献名』、「(抜粋引用、引用中の()は注釈等)」及び漢数字年月日は和暦、洋数字は西洋暦とする。

2. 長崎のと畜のはじまり

永禄十二(1569)年、トードス・オス・サントス(諸聖人)教会がベルナルド長崎甚左衛門純景から与えられた高台の土地(現春徳寺所在地)に長崎で最初に建てられた。その後、ドン・バルトロメウ大村純忠は朝長対馬に命じ、岬に横瀬浦町・外浦町・文知町・平戸町・島原町・大村町の六町を造らせ、岬の先端部には岬の教会サン・パウロ教会(現県庁所在地)が建てられ、長崎の町の基礎が形作られた。その湊には南蛮船などが来航し、長崎の町は日々繁栄した。この頃から長崎の港に来る南蛮人らに供給

するために長崎周辺で家畜が飼われ、この地でと畜が行われたと想像される。その場所は岬の教会の東の山側にある現在の寺町周辺、むかしのシシトキ川周辺であったと思われる。シシとは宍(肉)、トキとは解体の解きである。この周辺に皮を剥ぐ職掌とする人々が住んでいたと考えられている。

姫野順一の『卑賤観と身分<キリシタン時代>』によれば、寛永十八(1641)年頃の『寛永長崎図』にはシシトキ川右側の皓台寺と大音寺の建つ前の地は「か王た町」と記され、『大音寺古記』には以下の記録があるとされる。

「増地之間数不知

一正保四亥年六月十七日増地屋敷割付ニ兩奉行被為寄に、今有之寺中之絵図の通、古町増地之間割相究候、御帰に上人奉行所江被迎付候者、北平皮屋町二面を追立馬込ニ御遣被成候、扱かわやハ大音寺に北平は皓台寺に明地を被下候。」

この資料によれば、正保四(1647)年に長崎奉行から上人へ指示が出され、職人町の皮屋町を西坂(阿南重幸『被差別民の長崎・学』によれば慶長元年馬込郷へ強制移住させたとされる。なお、彼等の移住は長崎の町が拡張されたことが主因である。長崎の町の境界外に彼等は置かれ、彼等は倒れた牛馬の皮を剥ぐとともに牢番の役を務め、下級の刑吏でもあった。

出島オランダ商館長ドゥーフの『日本回想録(永積訳)』には、「長崎の住民は毎日豚肉を食べる。豚は町の近郊だけにいる。しかし彼ら自身で豚を屠殺せず、これを皮革業者にやらせる。彼らは死刑執行人の役目も務め、日本人から卑賤な人と見なされている」と記録され、と畜は長崎の住民以外の皮革業者にやらせるとドゥーフは言う。

室町時代(1500年頃)の『七十一番職人歌合』三十六番にもかはらの者、馬牛のかはらやゑたとある。これらは職業名あるいは職人とされる。江戸時代初期の『日葡辞書(土井ら訳)』には、Cauarano mono, Cauaya, Yeta(Yetta)などとある。ただし、これだけ

*長崎県立農業大学校畜産学科 (Yuji Matsuo)

では彼らがと畜に関連したのかわからない。

シーボルトの二度目の来日時の『ジーボルト最後の日本旅行(斎藤訳)』では、その長子アレクサンダーの安政六(1859)年頃の記述には、幕末の長崎でも牛肉などがすぐには手に入らない状況が描かれており、裏から手を回してもらったら病気にかかって死んだ牛の肉だったと憤慨している。父親のシーボルトはそれを聞いても全く驚かないばかりか、平然としていたというのである。前にも同じようなことがあったのだろう。ここでも彼らの関与がうかがわれるが、すべての長崎の牛肉に関与したとは考えられない。

3. 牛殺しと洗豕

ドーフの『日本回想録』には「毎年オランダ人がバダヴィアから運んできた牛を屠殺すると、長崎奉行も役人たちも、これを少しわけてほしいと切望する」とあり、オランダ商館が牛をと畜し、牛肉を供給することは長崎奉行所に認められており、その牛肉は官許と言えるが、シーボルトの例のように不正規流通も一部に存在したようである。

長崎には犯科帳が残されており、その『犯科帳(自寛政五(1794)年六月至寛政五年九月)』に密売された牛肉(不正規流通)に関連した牛殺しの記録がある。

「浦上村中野郷

一 徳松

丑正月廿一日入牢 同八月廿七日

数日入牢申付置候

付答之不及沙汰

右之者大村領利兵衛より黒牛一頭無宿八三郎世話を以代錢五貫八百文＝買取間もなく煩付殞候付損失を厭ひ八三郎申合解牛＝致し皮を剥皮角は穢多利八江売払肉は油を煎是又売払候積之由申立異宗祭事＝相用候込被頼候儀＝は無之趣は吟味之上相分り候得共牛馬ハ実々相煩候は療治心得候ものへ見せ得と薬用等之手当も可致処丸薬為給候而已＝而手当疎＝致し候上は全相煩殞候との申口も難取用不埒＝付答可申付処数日入牢申付置候付答之不及沙汰旨申渡候

浦上村の徳松は大村領利兵衛から黒牛一頭を無宿八三郎の仲介のもと五貫八百文で買い取り、八三郎と申し合わせ、牛を殺し皮を剥ぎ皮と角を利八に売り払い、肉を油で煎り売り払うつもりであったと長崎奉行所の取り調べに申立てた。奉行所ではキリ

スト教の祭事に牛肉を用いるものではないかと吟味され、最終的にはその申立ては認められ、彼に数日の入牢を申し付け咎に及ばずとし、共同謀議の八三郎は入牢後、長崎市中郷中に立ち入らぬよう「追払」とされた。牛を売った利左衛門は「構無」、牛の皮一枚角二本を買取った利八も「構無」とされた。キリスト教徒は重罪であるが、それと違い、牛を殺すだけでは大きな罪にはならなかった。長崎は幕府直轄領(天領)であり、長崎奉行は重罪人については幕府に伺いをたて、軽罪であっても幕府の判例により刑罰が厳格に決められた。

長崎でのと畜については『文献にみる長崎の江戸時代のと畜について』により説明を行った。天保十四(1843)年の『阿蘭陀人食用豕野羊之儀、付浦上村山里役人共相組申上候書付(長崎代官記録集)』の一連の資料がある。その中で、豕(豚)のと畜・解体を扱ったもので、出嶋諸色売込人惣代の三名からオランダ通詞らに願い出た『乍恐奉願口上之覚』がある。

「 乍恐奉願口上之覚

一去ル申年於浦上村豕野牛洗方いたし候儀不相成旨庄屋より豕屋共江申渡候旨を以洗豕持越不申反的阿蘭陀人衆日用食物差支＝相成候間書付を以奉願候処御上江も御尤＝被為思召分元々之通御差免＝相成候其節庄屋存寄を以紅毛方懸り豕屋唐方懸り式人右三人之もの＝限り以来豕野牛洗方可仕様被申渡候末只今迄無滞日用食物不自由＝無之様相續ケ罷在候然ル処此節又候右三人之もの共江唐紅毛方入用共＝洗豕差留候趣則豕屋より申出候＝付不差置私共仲々間之もの唐人庄屋方へ罷越豕肉之儀阿蘭陀人随一之食用＝付去ル申年被差留候節も前文之通御願申上御免＝相成居候を又々此節被差留候段如何之主意＝候哉相尋候処庄屋申口＝は此節牛殺候もの御捕方＝相成村方評判悪敷候＝付豕野牛共々洗方差留置当節より相改以来御停止＝相成候様願立候覚悟仕居候尤先前之通長崎村湊村共々畜立方被仰付候得は当村通も子細無之趣申之候依之頼談仕候＝は右豕肉之儀ハ阿蘭陀人食用之内＝も別而重立候品柄＝而米共可比物を右様相成行候ては差当差支＝相成候付何れ唐方阿蘭陀方双方より願立候含＝御座候其儀落着迄之処差留之儀猶予いたし被呉候様混すら相頼候得共聞入呉不申候此上は私共力＝およひ不申依之近頃恐多御願事＝御座候得共去ル申年御免被為成置候通不相替洗方可仕旨右三人之もの

共江庄屋より被申付候様御取計之程偏宜敷奉願候
以上

卯二月 出嶋諸色売込人惣代 謙 助 印
助九郎 印
栄 重 印

小田喜三兵衛殿
高石文次右衛門殿
西喜津太夫殿
本木昌左衛門殿
楢林鉄之助殿
志筑龍太殿

この文書は「卯(卯の異字)二月」とあり、これは癸卯の天保十四(1843)年とされる。また「去申年」は丙申の天保七(1836)年とされる。この時に洗冢が停止され、この年も同じ願いが出されたようである。洗冢の停止により出嶋諸色売込人はオランダ人や中国人は豚などは主要な食物なので困っており、オランダ人用に一人、中国人用に二人に限り、洗冢が出来るようにと、オランダ通詞たちを通じて願い出たようである。

洗冢の「洗」とは洗膾の略と解釈され、鯛・鱸・鯉のあらい(膾)と同じようなもので、膾(膾)は一説では細切した生肉(『倭名類聚抄』で「倭名奈萬須、細切肉也」)が語源とされ、洗は皮を剥ぎ骨を取り肉を分割し、それを水でさらしたものと考えられる。

また文書に「此節牛殺候もの御捕方=相成」とあり、ある時、村方の者が牛を殺して役人に捕らえられたようである。なお、これは後の文書にも「去冬牛殺一件」として記録されている。これらの事情を記載した『犯科帳(自天保十四年七月至天保十四年十二月、伊沢美作守在勤)』には以下の記録がある。

「高木作右衛門御代官所 肥前国彼杵郡浦上村小谷名 百姓
一 伊五郎 卯正月十三日入牢 同閏九月十六日敲
右之もの困窮差迫候込牛之皮剥取売払可申と存し
付去寅十二月十日茂木村幸八より牛一疋代錢五貫
文=買取往來も無之谷川江牽參川中江追入牛之鼻綱
を松の木江釣上ヶ置大石を鼻江投付打殺皮を剥股之
肉を切取肉骨は直=川江押流し皮股之肉は密=宅江
持帰床下江隠置夜中壺人=而持歩行候ては被見咎候
節申訳無之込百姓清太郎久五郎偽相頼皮屋町穢多
兵助方江持參錢八貫六拾文=売払股之肉は猪之肉と
申偽長崎村馬場郷重吉江錢四百文=売払右代錢酒食
雑用=遣捨候始末人情=有之間敷致し方不屈=付

敲

浦上村の百姓伊五郎は生活に困窮し、昨年壬寅(天保十三(1842)年)十二月十日に茂木村の幸八から牛一頭を五貫文で買い、その牛を往來のない川の中に入れ、松の木に釣り上げて牛の鼻に大きな石を投げて殺し、皮を剥ぎ腿肉を切り取り、その残りの骨などを川に流した。そして皮を八貫六拾文で売り、牛肉を猪肉(豚肉)と偽り四百文で売り、その代金で酒食に使い、人情にあるまじき不屈につき「敲」の罰を受けたとされる。敲とは箠の上に罪人を裸にして腹這わせ、手足を押さえつけ、輕敲(五十敲、薩摩芋三百斤を盗み、五十敲と追払された事件がある。)されるものである。『犯科帳』によれば、牛を殺した伊五郎から頼まれた清太郎と久五郎は事情を知らないとはいえ、牛皮を兵助に売り貳百文を得たとされる。その銭は取り上げられ「急度叱」とされる。牛皮を買った兵助は牢に入れられ「急度叱」とされる。そして、知らずに牛肉を猪肉(豚肉)と思って買わされた重吉は売り歩いたが、兵助同様牢に入れられ「叱」るべきであるが、幼年のために咎とはならなかった。管理すべき乙名の勇助は知らなかったとはいえ、管理者として不行届があり「急度叱」となった。

さらに浦上村大坪名の百姓太八の事件と一緒に出てくるが、十二月の伊五郎の事件の前の九月に同様の事件があり、伊五郎と同時に捕らえられ入牢している。判決も同時に出され「敲」となった。大坪名の乙名庄助も「叱」となった。しかし、牛皮を買った庄蔵は吟味の沙汰に及ばず、とされた。

このような事件が多発していたようで、浦上村の措置について洗冢の件も含め、長崎代官もほぼ願書のとおり決定し、洗冢を三人に限り、オランダ人に諸色売込人が売った後の豚肉等については長崎市中の肉類商売人に売れるように大いに配慮したようである。従って、これらのことから牛のと畜は表面上は行われなかったと推測される。出島以外の、牛のと畜が行われたのは官許のと畜場ができてからだと思われる。

森永種夫の『幕末の長崎』によれば、文久元(1861)年浦上村山里では村内の秩序を守り、と畜場(解牛場)を一カ所に集中するため、村内里郷の辰三郎のと畜場を拡張整備し、村のと畜場としたとされる。『長崎代官記録集』には『差上申御請証文之事』が

ある。

「 差上申御請証文之事

浦上村山里郷々＝おゐて先前より豕野羊鶏之類飼立唐館内并出嶋紅毛人江壳渡し助成仕来候処(中略)右打場所之儀ハ先前より連綿いたし来候里郷浜口住居茂八跡目辰三郎江取極度段奉願候処再応御取調之上打場所取極候＝付ては諸失費も可相掛儀＝付自然と直段＝鬻候儀ハ無之哉且是迄渡世いたし来候もの共差支有無御糺御座候処辰三郎居宅之儀は困内も広く是迄之打小屋有之候上＝建広め数十頭之獸取扱無差支様いたし諸道具等も夫々手当いたし置候儀＝付別段入用不相掛洗方いたし候入用蠟燭薪等は銘々相弁候儀＝付直段＝拘候儀無御座且飼置候もの共ハ是迄自分宅＝而打候儀を相止右場所へ持出候手数相掛り候迄＝而差支之筋無御座其下＝立候売子之もの共は銘々手寄次第買請候儀＝付是迄＝替り候儀無之猶右洗汁田畑養＝用度ものハ勝手＝為汲取右獸飼立候儀は別外之儀＝付諸事差支無御座段申上候処願之通辰三郎方＝おゐて打方場所取極被仰付候段被仰渡一同承知奉畏候依之御請証文差上申所如件

慶応元丑年閏五月廿九日

当御代官所

肥前国彼杵郡

浦上村山里

百姓惣代 弥 吉(印)

同村乙名惣代

平野宿乙名 利三郎(印)

同村散使 高谷広三郎(印)

同村庄屋 高谷官十郎(印)

高木作右衛門様

御役所

差上申一礼之事

長崎村岩原郷熊吉増太郎左十郎兄弟三人之もの共儀親代より豕野羊鶏之類取扱農間商売いたし来候処浦上村山里之儀は先年より同商売之もの共多人数有之銘々宅＝おゐて打方いたし来候得共村内不仁之風俗押移御取締＝も拘且は品々混雑出来候付当丑閏五月中里郷辰三郎方＝おゐて打場所壺ヶ所＝御取扱相成候上＝同御支配隣村之儀＝付私共取扱候分も同所江持越打方可仕勿論飼立候儀ハ是迄之通相心得鶏之儀ハ可為勝手次第旨被仰渡承知奉畏候依

之御請証文差上申所如件

慶応元丑年十一月八日

当御代官所

肥前国彼杵郡長崎村

岩原郷 佐十郎

増太郎

熊 吉

庄屋見習 森田大三郎

高木作右衛門様

御役所

」

これらの文書には、浦上村山里では豚・ヤギ(野羊)・鶏が飼われ(飼立)、打場所、打方、洗方などのと畜関連の言葉がある。「打」は刃物で切(斬)って傷つけ殺す意で、打首の打と同じ意味だと思われる。また、蠟燭・薪があることから、火を使ったり、お湯を使ったりしたと思われる。さらに洗汁は田畑の肥料に使ったようである。願いのとおり辰三郎の所に決定したようである。『差上申一礼之事』の文書は長崎村岩原郷の熊吉・増太郎・左十郎兄弟のと畜場も廃止し、隣村の辰三郎の所に再編整備されるようである。この辰三郎のと畜場が浦上村営と畜場の起源と考えられている。

4. 官許外国人と畜場と日本人と畜場の争い

ポンペの『日本における五年間(長崎県史史料編)』に以下のとおり記載されている。

「1859年以前は、ただ出島のオランダ人だけに牛のと殺が許されているばかりであった。後になって、更に多くの外国人が日本に来朝するようになると、とくに英国人が来朝するようになると、欧米人の手によって多くの肉屋が開かれた。」

『長崎奉行上申書(諸上書銘上)』には、文久元年八月十二日付の「英商之内牛を鬻候者并船匠之者居留外江住居為仕度者同国コンシユル申立候儀ニ付奉伺候書付」があり、この文書が幕府に提出され許可された。これ以降が、長崎歴史文化博物館に所蔵している『文久元年以降明治四十年迄屠牛場一件書類(長崎県土木課)』にある一連の文書群である。

そこで、『文献にみる長崎の江戸時代のと畜について』のとおりに、長崎奉行所は浪の平(戸町村古川海岸)に500坪の土地を貸し与え、文久三年に解牛場が幕府直轄の解牛場四カ所(第一～第四番)が

設置された。重藤威夫の『長崎居留地と外国商人』によれば、第一番デヴィス並アダムス(英国人)、第二番レーキ(米国人)、第三番カウエナ(米国人)らが経営したとされる。しかし、日本側の生きた牛の供給が少なく、『犯科帳(自元治元年至十一月)』によれば外国人と日本人との違法な牛のヤミ取引が横行したようである。

「高木作右衛門御代官所 肥前国彼杵郡戸町村 百姓 平太伴
一 平重 子四月十八日兩人とも預 同六月五日
兩人とも売払代金銭取上
過料五貫文宛

同

安次郎

右之もの共外国人江牛馬売込方之儀=付ては舐渡之趣も有之食用牛は売込人之外相對を以売渡間敷段乍并住所不知平助任申利欲=迷ひ銘々近在所々より牛買入亞米利加人レーキ江売渡売取候始末不埒=付売払代金銭取上過料五貫文宛」

多くの牛のヤミ取引があり、『犯科帳』の中に「食用牛は其筋鑑札申受候売込人之外相對を以売渡間敷段」とあり、長崎市中の諸色売込人の中に指定の商人を設け、それに鑑札を与え、鑑札をもらったものだけが取引ができたようである。

『長崎居留地と外国商人』には、「文久三年(1863)から開始された外人経営解牛場は、慶応元年(1865)頃から浦上山里村に村営屠牛場が出現するに及んで、それとの競争上、経営はうまくいかなかったようである。浦上村の方は江戸時代から屠殺業者が居り、また牛・豚の入手が容易であった。外人の屠牛場は、生豚を主なる供給地である浦上村から直線コースで約十軒もある遠路を、海上或は陸路で輸送しなければならぬという不便があった。海上の風波の難を避けて陸路輸送するとすれば、入江が多くて、屈曲にみちた山坂を越えねばならなかった。立地条件は浦上村に比べるとはるかに劣っていた」と記述される。

解牛場の第一番はデヴィス並アダムス(英国人)から、明治二年六月にドイツ商人カルスボルグ商社 Kassburg and Co. が経営を引き継いだものの、明治九年に経営が停止された。第二番レーキ(米国人)は明治四年まで経営され、その後返地され、明治六年ミルレルシップ Millership が引き継いだものの、三ヵ月で廃業し返地された。

明治十四年頃から借地主も代わり、解牛場並びに石炭油貯蔵用に貸し出され、次第に石油貯蔵場となっていった。これは石油の需要増加と、外国人経営と畜場(解牛場)が日本(浦上村山里)のと畜場との競争に敗れたためである。

5. 市営と村営と畜場の争い

『長崎市制五十年史』の市営事業には、長崎市営と畜場と浦上村営と畜場の競争の経過が記載されている。

「(明治)三十九年内務省令で屠場規則が公布され、屠場は公衆衛生上の一施設として経営するの必要から公共團體に限り新設を許可する事となつたが、市民の食用並に船舶用品として屠殺する動物は、最近四個年間の平均数は成牛四千三百四十二頭、犢六百四十六頭、豚二千四百十七頭、羊及山羊千二百七頭に上り、屠殺手数料は相當多額に達して居るので、市の財源とすべく市営を計畫して調査を進め、適地を得ざるが為漸く稻佐嶽の中腹を選定し、四十年度に左の収支豫算が議決された。」

これに対し、浦上山里村は強大な競争者の出現に、長崎市に対する様々な反対運動を行った。当時、長崎市会の中にも議論が種々あり、新聞には市参事会員の収賄記事も出たが、捜査した警察署でも白黒がつかず、市会の中で敷地選定問題も含め更に混乱した。

「斷じて市営を實行すべしと中止案反対意見が強硬に主張され、本會議に於ても論議が闘はされたが、三月三十一日多数で中止案が可決された。

而して民營屠場(松山町)は四十二年六月限り存立期間満了して撤去せねばならぬので、當業者は之れを市営として繼續經營を希望し、市に對し屠場の無償寄附を申出でたので、市當局は曩に中止した市営計畫を復活して五月以來準備を進め、浦上山里村営屠場との競争を必至と見、場合によりては無手数料としても使用料のみで優に經營し得るとの見込みを立て、八月六日市會に諮り屠場の寄附を受け入れ、更に六千三百三十七圓三十一錢九厘を支出して設備を改善し、四十三年一月市営屠場を開始した。第一年には好成績を挙げたが、二年目に入りて浦上山里側が使用料を下げたので、市営も五十錢を三十錢に引下げて對抗し、兩者の競争は激化し、浦上山里側は船會社に運動して船舶への納入を獨占し、

又佐世保鎮守府にも運動して納入を一手に引受け、屠場前に家畜市場を有して便宜多く、又屠殺者が同村民なので村営屠場を利用する者多く、市内居住の屠殺業者に對しても報償金を交付して誘致に努めたので、市営屠場は逐年不況に陥り缺損を見るに至った」。

このため市の検査委員により調査を行い、収入の過当徴収や徴収不足が判明すると同時に屠場主任書記が屠場使用人より報酬を受け、市費で濫費する等綱紀紊乱が判明した。屠場刷新のための屠場業者十九人に貸付したものの成果があがらず直営に戻した。

「大正四年下半期には一ヶ月平均二十六頭の少数に落ちて収入少く経営困難に陥つたので、翌五年三月十三日市會に左の意見書が提出され、堂々たる市が微弱な村と競争して敗るは不面目千萬であるとして市當局に痛棒が加へられた。(中略)

市営屠場の経営は引續き困難であつたが、市區改正の結果浦上山里村が市に編入され、九年村営屠場を併合したので茲に獨占的地位が確立されて順調な發達を遂げ、而して屠場の存在は市北部の發展に障害を及ぼす事となつたので移轉を計畫し、昭和六年度に於て移轉建築費一萬三千圓を議決したが、用地選定難のため豫算の執行出來ず、八年に至り漸く大橋町に好適地を選定し、八年度追加豫算として三萬餘圓を議決し、敷地千四十八坪を購入して新營し、十一年三月より新屠場に於て事業を開始した。」

浦上村営と畜場との競争は、浦上村が長崎市に編入された市区改正により統合され決着した。『長崎市制六十五年史』によれば、大橋町の長崎市営と畜場は最終的には十九年三月に住吉町に移転した。

6. あとがき

のびしょうじの『食肉の部落史』では被差別民や部落などでの食肉を論じているが、長崎ではその関与はあっているが、それは全体の一部分と考えら

れ、『文献にみる長崎の江戸時代の牛肉食について』などにより、長崎の住民が牛肉を含め食肉を行っていたようである。牛肉はオランダ商館でのみでと畜が長崎奉行所で認められ(正規流通)ていたが、不正規流通としていろいろなルートで牛肉が流通していた可能性が高い。その場合、タジシ(タシシ)などと呼ばれていたと思われる。また、生きている牛よりも牛皮の方が値段が高く、長崎でも中国やオランダからの牛皮の輸入も多くあったようである。なお、本稿の多くは旧長崎市の資料を使用した。浦上村山里の記録は原爆のためにほぼすべてが消失している。

引用・参考文献

- 源順, 倭名類從抄, 国立国会図書館, デジタル化資料, <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2606770>
 七十一番職人歌合・新撰狂歌集・古今夷曲集(新日本古典文学大系), 岩崎佳枝ら校注, 岩波書店
 邦訳日葡辞書, 土井忠生・森田武・長南実訳, 岩波書店
 永積洋子・武田万里子, 平戸オランダ商館・イギリス商館日記 碧眼のみた近世の日本と鎖国への道, そしえて
 ドゥープ, 日本回想録(新異国叢書), 永積洋子訳, 雄松堂出版
 A. ジーボルト, ジーボルト最後の日本旅行(東洋文庫), 斎藤信訳, 平凡社
 犯科帳(一)~(十一), 森永種夫編, 犯科帳刊行会
 長崎代官記録集上・中・下巻, 森永種夫編, 犯科帳刊行会
 文久元年以降明治四十年迄屠牛場一件書類, 長崎県土木課, 長崎歴史文化博物館蔵
 長崎県史料編第三, 長崎県史編纂委員会, 吉川弘文館
 長崎市制五十年史, 長崎市役所
 長崎市制六十五年史, 長崎市役所総務部調査統計課
 森永種夫, 幕末の長崎(岩波新書), 岩波書店
 重藤威夫, 長崎居留地と外国商人, 風間書房
 のびしょうじ, 食肉の部落史, 明石書店
 被差別民の長崎・学(貿易とキリシタンと被差別部落), 阿南重幸編著, 長崎人権研究所
 論集長崎の部落史, 「卑賤観と身分<キリシタン時代>」, 長崎県部落史研究会, 昭和堂印刷
 松尾雄二, 文献にみる長崎の江戸時代初期以前の牛肉食について, 畜産の研究; 67(2), 養賢堂
 松尾雄二, 文献にみる長崎の江戸時代の牛肉食について, 畜産の研究; 67(3), 養賢堂
 松尾雄二, 文献にみる長崎の江戸時代のと畜について, 畜産の研究, 67(5), 養賢堂
 松尾雄二, 文献にみる長崎の江戸時代の豚について, 畜産の研究, 67(11), 養賢堂